

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第118号	
事故等種類	衝突(棧橋)	
発生日時	平成21年1月10日 07時20分ごろ	
発生場所	山口県周南市黒髪島 黒髪石材第1棧橋 (概位 北緯34°02.1' 東経131°43.7')	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{かいば} 海馬、115トン 135395、中根海運株式会社 B バージ ^{にっしん} 第十一日進、約1,363トン なし、中根海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 不詳	
死傷者等	なし	
損傷	B 左舷部に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、空船のB船を押航して徳山下松港黒髪島の黒髪石材第1棧橋に左舷着けで着棧するため、B船の船首と船尾に乗組員を配し、ほとんど速力がなくなった状態でスパットを入れてB船を固定しようとした際、船長の合図が遅れてスパットを入れるのが遅れたことから、B船の右舷側からの風の影響を受け、B船の左舷中央部が同棧橋に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、着棧するためB船を押航中、B船に配した乗組員に対してスパットを入れる合図が遅れた可能性があると考えられる。 風の影響によりB船が圧流された可能性があると考えられる。 A船船長の合図が遅れたのは、風により圧流されるとは判断していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が着棧するためB船を押航中、A船の着棧作業の合図が遅れたため、風の影響によりB船が圧流されて棧橋に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	